

知って得する

子どものための

各種手当・制度

お子さんをお持ちの方は、児童手当などを受けることができます。各種手当には、所得制限や施設に入所している場合は受けられないなど、さまざまな条件がありますので、詳しくは担当にお問い合わせください。

児童手当



対象

中学校卒業（15歳到達後最初の3月31日を迎える）前までの児童を養育している保護者

手当月額

- 3歳未満：1万5千円
 - 3歳以上小学校卒業前の
第1子・第2子：1万円
 - 3歳以上小学校卒業前の
第3子以降：1万5千円
 - 中学生：1万円
- ※所得が一定以上の場合、一律5千円

支給月

2・6・10月



児童扶養手当



対象

次の①から④にあてはまる児童（18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童か20歳未満で中程度以上の障がいの状態にある児童）を育てている父か母か父や母にかわってその児童を養育している方

- ①父と母が離婚した
- ②父または母が死亡した
- ③父または母が重度の障がいの状態にある
- ④母が未婚

手当月額

- 児童が1人：4万2千300円
9千900円（所得に応じて決定）
- 2人目：5千円加算
- 3人目以降：3千円加算

支給月

4・8・12月

その他

児童扶養手当法の一部が改正され、年金受給者でも年金額が児童扶養手当額より低い方は、申請するとその差額分を受給できる場合があります。詳しくは担当にお問い合わせください。

特別児童扶養手当



対象

20歳未満で、身体や精神に一定の障がいのある児童を育てる父母が養育者

手当月額

障がいの程度1級…5万1千500円
2級…3万4千300円

支給月

4・8・11月

その他

所得が一定以上のときや児童が施設に入所しているときなどは対象になりません。

障害児福祉手当



対象

20歳未満で身体や精神に一定の障がいのある在宅の重度障がい児

手当月額

1万4千600円（年4回支給）

その他

障害年金などを受給できるときや施設に入所したときは対象になりません。

重度心身障害児福祉手当



対象

20歳未満で身体や精神に一定の障がいのある在宅の重度障がい児の保護者など

手当年額

1万2千円（年1回支給）

その他

所得制限はありません。ただし、施設に入所しているときなどは対象になりません。

乳幼児等医療助成



対象

小学校6年生までの児童

内容

対象児童の保険診療自己負担額（小学生は入院・訪問看護のみ）の一部を助成

ひとり親家庭等医療助成



対象

ひとり親などが扶養している18歳までの児童（進学などの場合は20歳まで）

内容

対象児童の保険診療自己負担額（親は入院・訪問看護のみ）の一部を助成



就学援助



対象

小学生・中学生

内容

経済的に困りの家庭の児童生徒のため、学用品費や学校給食費などを援助

その他

申請書を学校に提出してください。その後、市教育委員会で審査し、該当する家庭に援助を始めます。詳しくは担当にお問い合わせください。

☎ 代表：23-3331

●児童手当・児童扶養手当

…子育て支援課児童家庭係
（市役所1階⑥番窓口 ☎内線317・323）
大滝総合支所（☎68-6111）

●特別児童扶養手当・障害児福祉手当・ 重度心身障害児福祉手当

…社会福祉課障がい者福祉係
（市役所1階⑧番窓口 ☎内線319・320）

●乳幼児等医療助成・ひとり親家庭等医療助成

…保険医療課医療給付係
（市役所1階③番窓口 ☎内線280・287）

●就学援助

…学校教育課学校教育係
（第2庁舎 ☎内線505・506・592）